

[事案 19-18 年金支払請求]

- ・平成 19 年 8 月 20 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 1 月 30 日 裁定終了

< 事案の概要 >

終身保険の保険料払込期間満了時に年金支払いに変更したが、契約時の設計書に記載されていた年金額に比べ実際の受取額が少ないことから、設計書に記載された年金相当額の支払い求めて裁定申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 6 年に加入した終身保険を保険料払込みが満了した時点（同 19 年）に、年金支払移行特約により 10 年確定年金に切り替えたところ、契約時に提示された保険設計書のメモ欄に営業担当者の手書きで「65 歳から月々約 5 万ぐらいのおこづかい」と記載されているにもかかわらず、第 1 回目に支払われた年金額は 49 万 8 千円余であった。

設計書に良い数字のみを記載するだけでなく、配当金の変動するならば、「上限額は 円、下限額は 円」と表示すべきであり、営業担当者が設計書に手書きした年金額の支払いの保証を求める。これは設計書記載の年金額の支払いが確実になされるものと思いを込めて保険契約を締結させたものであり、これは誇大宣伝あるいは詐欺的行為に該当するものと思料する。

「5 万ぐらい」の表現で理解できる変動幅は 1%であると思われるから、5 万円の 99% 相当額である 49,500 円が 1 ヶ月分として支払われるべき年金額であり、この金額から実際に支払われた年金額の 1 ヶ月分の金額(41,569 円)との差額(7,931 円)を 1 ヶ月に必要な補填額として、その 10 年分(約 95 万円)を支払ってほしい。

< 保険会社の主張 >

下記により、現在既に支払開始している年金額以上のものを支払う理由はなく、申立てに応ずることは出来ない。

- (1) 終身保険を年金支払いに移行する制度は、終身保険の保険料払込期間満了後に終身保険の全部または一部を年金支払いに移行するものだが、その際の基本年金額は移行日時点での責任準備金・積立配当金等の合計金額をもとに、その時点の計算基礎率により定めることとしている。
- (2) 募集時の設計書には「記載の配当数値等は今後の経済情勢等により変動し、将来の支払を約束するものではない」と記載し、あくまで設計書作成時点での予測数値であり約束するものではないことを明示している。また、変動幅を予見することは不可能であるため、予測数値の変動幅の上限・下限を表示することは出来ない。
- (3) 設計書「メモ欄」に記載された手書文言は予測数値として表示された金額を募集担当者がお客様に分かりやすくするために書き加えた補足説明(年金年額を月額に換算した数値)に過ぎず、会社としての支払いを確約したものでない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面により審理を行った結果、以下により申立てには理由がないと判断し、裁定書をもってその理由を明らかにし裁定手続きを終了した。

- (1) 勧誘時に募集担当者が口頭でどのような説明をしたかは不明であるが、募集担当者が申立人に設計書のメモ欄に手書きした数値の支払いを約束するような言動が

存在したことを窺わせるような証拠はなく、設計書のメモ欄の記載は募集担当者が申立人に分かりやすく説明するために、機械印字の年金年額を月額換算して書き加えたものと認めることができる。

設計書には『記載の配当数値等は今後の経済情勢等により変動し、将来のお支払額をお約束するものではない。また、基本（介護）年金額に移行する際の原資には普通配当（積立配当金）・特別配当を含めて計算しているので、この金額も将来の支払額を約束するものではない』と記載されていることから、会社が設計書のメモ欄に手書きされた年金額の支払いを保証したと解することはできない。

- (2) 設計書に記載された配当数値等は設計書作成時点での予測数値である以上、申立人が主張する「上限額は...円、下限額は...円」と表示することはできないことから、設計書の記載をもって誇大宣伝あるいは詐欺的行為と言うことは出来ない。

また勧誘時に、募集担当者が設計書にメモ書きした数値の支払いが確実になされるものと申立人に思い込ませるような積極的な言動があったことを窺わせる証拠はなく、設計書の記載は通常人の注意力をもってすれば気付くことができる程度になされていると認められるので、仮に申立人が設計書記載の数値の支払いが確実になされるものと思い、保険契約を締結したとしても保険会社による不法行為となるものではない。

- (3) 設計書に機械印字またはメモ欄に手書きされた数値と実際に支払われた数値が乖離していることは、申立人の老後生活設計に支障を生じさせることはよく理解できるが、その主たる原因はいわゆるバブル経済崩壊後の予測困難な経済状況の変化にあり、他の多くの生命保険契約においても同様の事態が生じており、これをもって保険会社の法的責任を問うことは困難である。